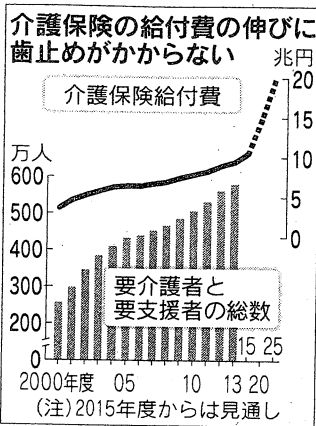


201X 6.19

## 介護保険制度

## 手厚い支援、財政悪化の一因



介護保険の大まかな基準

	区分	食事・排せつ	立ち上がり・歩行
軽い	要支援1	○	○
	要支援2	○	○
↑	要介護1	○	△
	要介護2	△	△
	要介護3	×	△
	要介護4	×	×
	要介護5	×	×
↓			
	重い		

(注)基準は目安。自治体によって異なる

▽：65歳以上で介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして2000年度から始まった。市町村から認定を受けた利用者が、入浴やトイレのほか、食事や掃除、洗濯など身の回りのサービスを受けられる。自己負担は費用の1割です。40～64歳の人も、加齢に伴う病気で介護が必要になれば利用できる。

▽：介護保険制度は周りの人の助けを借りずに自立する高齢者を想定した手厚い支援が特徴だが、社会保障費が膨らみ財政が悪化する一因になっている。利用者の自己負担を除く介護給付費のうち、半分を国と都道府県・市町村の公費でまかなう。残りの半分は保険料で、65歳以上の高齢者だけでなく、40～64歳の現役世代も払っている。給付費は団塊世代が75歳以上になる25年度にかけて急速に膨らむ。

▽：政府の社会保障制度改革国民会議は昨年、介護費の自己負担の引き上げを提言したほか、症状が軽い人を給付の対象から外す改革案を示した。18日に成立した医療介護総合推進法は、年金収入が年280万円以上の人の自己負担を2割に引き上げる。

きょうのトピックス